

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人なのはな徳島
主たる事務所の所在地	〒770-8041 徳島市上八万町西山1430番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 宿里 智子
設 立 年 月 日	平成16年2月5日
電 話 番 号	088-644-3508      F A X    088-635-5308

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	デイサービス 元気の学校	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒770-8041 徳島市上八万町西山1430番地2	
電 話 番 号	088-644-3508      F A X    088-635-5308	
指定年月日・事業所番号	平成18年12月1日指定	3670101561
実施単位・利用定員	1単位	定員18人
通常の事業の実施地域	徳島市	

**3. 事業の設備等**

利用定員	18名	静養室	1
食堂兼機能訓練室	2室 63.0㎡	相談室	1
浴室	一般浴槽（個浴）	特殊浴槽	各1

**4. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
-------	--

運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	--

## 5. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後3時30分まで 延長時間は、午前8時00分から午前9時00分まで 及び 午後3時30分から午後7時00分まで とします。

## 7. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
生活相談員	常勤 2人以上
看護職員	常勤 1人以上
介護職員	常勤 2人以上
機能訓練指導員（看護師）	常勤 2人以上
その他	常勤 1人以上

## 8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 山口 勝彦 生活相談員 南平 佳代
管理責任者の氏名	管理者 山口 勝彦

## 9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

### 【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円(1月につき)	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円(1月につき)	3,621円	7,242円	10,863円
事業対象者 要支援1	4,360円(1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	436円	872円	1,308円
要支援2	4,470円(1回につき) (1月の中で全部で5回～8回までのサービス)	447円	894円	1,341円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,000円	100円	200円	300円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2,250円	225円	450円	675円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	1,500円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	1,500円	150円	300円	450円

選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合		4,800円	480円	960円	1,440円
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ			7,000円	700円	1,400円	2,100円
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		1,200円	120円	240円	360円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）		要支援 1	880円	88円	176円	264円
		要支援 2	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援 1	720円	72円	144円	216円
		要支援 2	1,440円	144円	288円	432円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）		要支援 1	240円	24円	48円	72円
		要支援 2	480円	48円	96円	144円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合 ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。		9.2%	令和6年6月まで (Ⅰ) 5.9%の加算 (Ⅱ) 4.3%の加算 (Ⅲ) 2.3%の加算 (Ⅳ) 注4		
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		9.0%				
介護職員 処遇改善加算Ⅲ		8.0%				
介護職員 処遇改善加算Ⅳ		6.4%				
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		1.2%	令和6年6月から処遇改善加算と統合		
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅱ		1.0%				
科学的介護推進体制 加算	科学的介護推進体制加算		400円	40円	80円	120円
口腔・栄養スクリー ニング加算（Ⅰ）	6か月に1回を限度		200円	20円	40円	60円
介護職員等ベースア ップ等支援加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		1.1%	令和6年6月から処遇改善加算と統合		
介護職員処遇改善 支援補助金	令和6年2月から令和6年5月まで		0.7%	令和6年6月から処遇改善加算と統合		

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注4) 加算Ⅳは加算Ⅲの90%、加算Ⅴは加算Ⅲの80%となります。

**※平成30年4月から利用者負担利用料は、利用者負担額（月利用合計単位×10.14の1割もしくは2割、又は3割（平成30年8月から））**

## (2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき1,000円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、おむつ代の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、またレクリエーションにかかる費用（おとなの学校教科書代など）等は、実費をいただきます。

## (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに連絡があった場合	不要
利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	1回500円

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

## (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行 店番628 普通口座 0658085 特定非営利活動法人なのはな徳島
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、なのはな徳島 事務局に現金でお支払いください。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	( )

### 1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び徳島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社  
 保険名 介護事業者賠償責任保険  
 補償の概要 対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円

### 1 2. 個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員及び管理者であった者（以下「職員であった者等」という。）が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員であった者等がこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容として明記する。
- 4 事業所は他のサービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
- 5 別紙、個人情報利用同意書に基づく利用以外に使用してはならない。

### 1 3. 虐待防止について

当事業者なのはな徳島は利用者の人権擁護、虐待の防止の為に下記のとおり必要な処置を講じます。

- (1) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対する虐待の防止啓発、普及する為の研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者、担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	丸岡 和弘
-------------	-------

#### 1 4. 身体拘束について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 1 5. 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

#### 1 6. 業務継続計画の策定等

当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 当事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 1 7. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

## 18. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者：丸岡 和弘 電話番号 088-644-3508 面接場所 当事業所1階の相談室
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	徳島市健康福祉部高齢介護課	電話番号 088-621-5585
	徳島県国民健康保険団体連合会	電話番号 088-665-7205

## 19. 非常災害対策

等事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

## 20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

現在、実施していません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者	所在地	徳島市上八万町西山1430番地2
	事業者（法人）名	特定非営利活動法人なのはな徳島 デイサービス元気の学校
	代表者職・氏名	理事長 宿里 智子 印
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について交付、説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
署名代行者（又は法定代理人）	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印
立会人	住所	
	氏名	印